

基本施策名 ⑭ 移動環境

施策の体系			
移動環境	公共交通の利便性の向上	公共交通の利用環境整備促進	1411
		総合的な交通対策の推進	1412
		駅周辺での駐輪場の確保及び利用促進	1413
	安全で快適な道路環境の整備・維持管理	幹線道路の計画的な整備	1421
		道路・橋梁の計画的な維持管理の推進	1422
		狭あい道路や行き止まり道路の解消	1423
		歩行空間のユニバーサルデザイン導入の推進	1424
		交通安全施設の整備【「防犯・交通安全」の再掲】	1425

現状と課題

- ・鉄道、バスなどの公共交通機関は、通勤・通学等の大量移動手段の確保など、都市生活を支える役割を担っています。また、豊かで快適な都市機能を支えていく上で重要な社会資本の一つであり、環境負荷の少ない交通体系として地球環境保全を支える社会資本の一つでもあります。
- ・本市は古くから交通の要衝として発展し、今日の岩倉駅は名鉄犬山線の主要駅としての役割を担っており、東西のバス網の結節点となっています。
- ・本市独自の公共交通施策としては、2013年(平成25年)10月からデマンド型乗合タクシーを運行してきましたが、2018年度(平成30年度)に実施した地域公共交通調査の結果を踏まえ、2019年(令和元年)10月からタクシー車両を活用したふれ愛タクシー事業への切り替えを行いました。
- ・道路のユニバーサルデザインをめざして、歩道を設置し段差を解消するなど整備を進めてきましたが、歩道を有する道路が少なかったり、歩道の幅が狭かったり、舗装面が凸凹な路線もあります。
- ・岩倉駅周辺の駐輪場については、一部施設への利用の偏在がみられることから、施設の効率・効果的な利用を促していくことが必要となっています。
- ・道路は社会経済活動や市民生活を支える重要な社会資源であり、近年頻発する大規模災害においては、緊急輸送路や避難路として、より重要な役割を担うようになっています。しかしながら、道路の整備には多くの事業費と長い期間を要することから、市内の道路だけではなく、広域的な道路ネットワークも含めた個々の道路の役割を整理し、整備・維持管理していくことが求められています。
- ・新規の道路整備にあたっては、周辺のまちづくりなども含め、より有効に道路が使われるよう体系的に整備していくことが求められます。
- ・限られた財源の中で、道路や橋梁などの道路施設の老朽化対策が課題となっていることから、橋梁長寿命化修繕計画、舗装修繕計画に基づいた計画の推進等により、さらなるライフサイクルコストの削減など効率的な維持・修繕を実施していくことが必要です。

施策がめざす将来の姿

- 公共交通の利便性が向上し、誰もが利用しやすい交通環境が整っています。
- 安全で快適な道路環境が整い、適切に維持管理され、歩行者や自転車、自動車が円滑に通行しています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
公共交通の利便性に満足している市民の割合	79.6%(H30)	81.0%	83.0%
安全で快適に移動できる道路環境が整っていると思う市民の割合	71.9%(R2)	75.0%	78.0%

施策の内容

(1)公共交通の利便性の向上

個別施策：①公共交通の利用環境整備促進	
内容	誰もが利用しやすい交通環境を整えるため、鉄道、バスの維持・充実や施設の利便性・安全性の向上について、尾北地区広域交通網対策連絡協議会等を通じて、関係機関へ要請していきます。
個別施策：②総合的な交通対策の推進	
内容	既存の公共交通の利用を前提として、ふれ愛タクシー事業の利用促進に努めます。また、新たな移動手段の検討や広域連携の視点により公共交通の利便性の向上をめざします。
個別施策：③駅周辺での駐輪場の確保及び利用促進	
内容	岩倉駅周辺の駐輪場の利用が一部施設に偏在していることから、有料化も含めた適正な利用促進策や、利用状況に応じてオートバイ等を含めた新たな駐輪場の確保を検討します。また、駐輪場における放置自転車の整理と撤去により施設の活用促進を図ります。
主要事業	◆ふれ愛タクシー事業 ◆放置自転車等対策事業

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
市内鉄道駅3駅の乗降者数合計(1日平均)	30,516人(H29)	32,000人	33,500人
路線バスの運行本数に対して満足している市民の割合	87.4%(H30)	80.0%	82.0%



(2) 安全で快適な道路環境の整備・維持管理

個別施策:①幹線道路の計画的な整備	
内容	市内の道路交通の円滑化をめざし、都市計画道路をはじめとした幹線道路の体系的かつ計画的な整備に努めるとともに、本市のさらなる交通の利便性向上につながるスマートインターチェンジの整備について検討します。 また、社会情勢の変化などにより変更が求められる都市計画道路の路線については、必要に応じて都市計画決定の見直しを検討します。
個別施策:②道路・橋梁の計画的な維持管理の推進	
内容	限られた財源の中で、市民の財産である道路や橋梁を次世代に確実に引き継ぐことができるよう、効果・効率を重視した長期的な視点で、計画的に道路・橋梁の維持管理を推進します。
個別施策:③狭あい道路や行き止まり道路の解消	
内容	狭あい道路や行き止まり道路を解消し、防災能力がある利用しやすい生活道路としていくため、計画的な道路整備に努めます。また、セットバック※1用地や交差点の隅切り※2の確保などを進めます。
個別施策:④歩行空間のユニバーサルデザイン導入の推進	
内容	誰もが安全・快適に利用できる歩行空間を創出するため、歩道部の段差解消や点字ブロックの設置などのバリアフリー化をはじめとする、ユニバーサルデザインの導入を進めます。
個別施策:⑤交通安全施設の整備【「防犯・交通安全」の再掲】	
内容	安全・安心な交通環境を確保するため、交差点等にガードレール、カーブミラーなど交通安全施設の整備を進めるとともに、適切な維持管理に努めます。また、路面標示による注意喚起も適宜実施するとともに、通学路を含めカラー化した舗装の傷んだ部分の再舗装も計画的に実施します。
主要事業	◆都市計画道路桜通線街路改良事業 ◆都市計画道路一宮春日井線道路改良事業 ◆橋梁長寿命化修繕事業

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
都市計画道路の整備率	75.0%	78.1%	79.3%

関連する計画・条例

- 岩倉市都市計画マスタープラン(令和3年度～令和12年度)
- 岩倉駅東地区街路整備計画(平成15年3月策定)
- 岩倉市中心市街地活性化基本計画(平成13年3月策定)
- 岩倉市橋梁長寿命化修繕計画(平成26年1月策定)
- 岩倉市生活道路舗装修繕計画(平成25年3月策定)
- 岩倉市幹線道路舗装修繕計画(令和3年3月策定)
- 岩倉市地域強靱化計画(令和3年度～令和7年度)
- 岩倉市ユニバーサルデザイン振興指針(平成16年4月策定)
- 人にやさしい街づくり公共施設整備の設計・施工上の技術的基準(平成23年3月策定)
- 岩倉市道路構造の技術的基準を定める条例
- 岩倉市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例
- 岩倉市交通安全条例



用語の解説

※1:セットバック
土地に接する公道の幅員が4m未満の場合、道路の中心線から2mの範囲内には建物を建築してはならないという建築基準法上の規制。

※2:隅切り
道路と道路が交差する部分の敷地の角を切り取り、道路に提供することで車や自転車、人などの交通安全を図り、車両の転回を容易にさせるもの。

基本
施策名

15 市街地



施策の体系			
市街地	中心市街地の整備	中心市街地のにぎわい創出の促進	1511
		岩倉駅東地区市街地整備の推進	1512
	計画的な市街化区域の 拡大検討	計画的な市街化区域の拡大検討	1521

現状と課題

- ・良好な都市環境や居住環境の創出、健全な都市の発展のためには、道路や公園、上下水道などの社会資本の整備をはじめとし、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の手法により計画的な市街地整備を進める必要があります。
- ・本市では、これまで土地区画整理事業や市街地再開発事業による市街地の基盤整備を進め、良好な市街地の形成に努めてきました。
- ・岩倉駅東地区は古くからの市街地で、狭い道路が多く、都市防災機能の強化や居住環境の向上のため、未整備である都市計画道路の整備が急務となっており、現在、岩倉駅東駅前広場から岩倉街道までの区間において都市計画道路桜通線の事業を進めています。
- ・無電柱化は、快適な移動空間の創出や景観の向上及び災害などの被害を最小限に抑えることができるため、中心市街地で現在事業中の都市計画道路桜通線で計画しています。実施には多額の事業費や電線管理者の合意など課題もありますが、今後も市街地の道路をはじめとして計画的に取り組む必要があります。
- ・また、市民意向調査の結果では、「岩倉駅周辺のにぎわいがある」と感じている市民の割合が低いことから、地域の人のつながりといった地域コミュニティを中心として、市民や商業者の参加・協働によって、岩倉駅周辺の中心市街地の活力とにぎわいの創出が求められます。
- ・本市の人口密度の高さは、県内でも上位であり、居住環境向上のためには一定面積の市街化区域拡大を検討することが求められます。また、本市が持続的に発展していくためには、住居系地区の拡大のみでなく、産業系地区の拡大も重要となってきます。
- ・このため、都市計画マスタープランに基づき、計画的な市街化区域の拡大を検討するとともに、市街化区域の拡大にあたっては、土地区画整理事業等による基盤整備が条件となることから、地元住民の機運を高め、地権者の合意を得るために、関係者の意向を把握する必要があります。

施策がめざす将来の姿

- 中心市街地ににぎわいがあり、活気のあるまちになっています。
- 住宅市街地の基盤整備が進み、安全で快適な居住環境が整っています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
計画的・質の高い市街地整備や市街地形成に満足している市民の割合	70.4%(H30)	72.5%	75.0%

施策の内容

(1) 中心市街地の整備

個別施策：①中心市街地のにぎわい創出の促進

内容 市の中心部におけるにぎわい創出を促進するため、岩倉駅東地区全体の整備構想を策定します。また、お祭り広場を拡張し、拠点となる(仮称)にぎわい広場の整備を推進します。

個別施策：②岩倉駅東地区市街地整備の推進

内容 中心市街地の良好な居住環境の整備と都市防災機能の向上を推進するため、都市計画道路桜通線及び江南岩倉線の早期整備を図るとともに、街路整備に合わせた沿道の土地利用を推進します。また、道路整備にあわせて、景観や防災性の向上、交通の円滑化の観点から無電柱化に努めます。

主要事業

- ◆都市計画道路桜通線街路改良事業
- ◆(仮称)にぎわい広場整備事業

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
岩倉駅周辺のにぎわいがあると思う市民の割合	17.9%(R2)	23.0%	30.0%

(2) 計画的な市街化区域の拡大検討

個別施策：①計画的な市街化区域の拡大検討

内容 住宅系や工業系の用途で市街化区域を拡大することが望ましい地区のうち土地所有者の基盤整備に対する合意形成等の諸条件が整った区域については、良好な住宅市街地の形成や周辺環境に配慮した企業用地の確保を図る観点から、組合施行等による土地区画整理事業や地区計画等による計画的な市街化区域の拡大を検討します。

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
市街化区域率	50.7%	52.1%	53.4%

関連する計画・条例

- 岩倉市都市計画マスタープラン(令和3年度～令和12年度)
- 岩倉市中心市街地活性化基本計画(平成13年3月策定)
- 岩倉駅東地区街路整備計画(平成15年3月策定)

基本施策名 ⑩ 住環境形成

施策の体系			
住環境形成	住まいの安全・安心の確保	市営住宅の改修整備・代替の検討	1611
		高齢者等の住宅改善・住み替え支援	1612
		民間住宅の耐震化等の促進	1613
	住宅供給の促進	市街地整備等による住宅供給促進	1621
		地球温暖化対策設備を備えた住宅の普及促進	1622
		空き家の利活用促進	1623
	身近な景観づくり	わかりやすい系統的なサインの整備と適正管理	1631
		屋外広告物の適正化	1632
		美化活動の促進	1633

現状と課題

- ・本市は、名古屋市近郊として交通の利便性にも恵まれた立地条件から、これまで住宅都市として発展し、昭和40年代以降にUR都市機構が管理・運営する岩倉団地をはじめ、市営・県営等の公的住宅、民間による分譲や賃貸住宅の建設が盛んに行われ、平成以降では、岩倉駅周辺市街地を中心に中高層の分譲・賃貸マンションの建設が行われています。
- ・1972年度(昭和47年度)に建築された市営住宅については、退去時に合わせてバリアフリー化のための改修を進めていますが、公共施設再配置計画において、建築後の経過年数が60年を迎える2032年度(令和14年度)までに廃止を検討する方針が示されているため、検討が必要です。
- ・高齢化が進む中、今後も、高齢者や障がい者に配慮した住宅改修などの整備が求められており、公的住宅や民間住宅についても、高齢者や障がい者のための住宅改修の促進や支援が必要となっています。
- ・南海トラフ地震の発生が懸念される中、地震発生時における住宅の倒壊等による被害の軽減及び市民の生命を守るため、建築物の耐震改修や危険なブロック塀の撤去への補助を行い、耐震対策を促進しています。今後も、2020年度(令和2年度)策定の耐震改修促進計画に基づき、民間木造住宅などの耐震化に取り組む必要があります。
- ・家庭から出る温室効果ガス削減のため、再生可能エネルギーである太陽光発電システムから得られる電力を活用する設備等を設置した地球環境や人にやさしい住宅の普及促進が必要です。
- ・近年、少子高齢化や人口減少などによる理由から空き家が増加傾向であり、社会問題化しています。適切な管理が行われていない空き家は、老朽化による倒壊、景観の悪化、放火による火災などが問題として挙げられ、近隣住民に深刻な被害をもたらす可能性があるため、適切な管理や有効活用の促進、所有者への指導などによる是正が必要になっています。
- ・花のあるまちづくり事業として、名鉄岩倉駅周辺と東町地内の五条川左岸法面への花苗の植付けを市民活動団体「ふれあい花の会」に委託するとともに、五条川にかかる橋梁等にプランターを設置するなど、身近に花のある環境を創出することで良好な景観づくりに努めています。
- ・身近な景観として、2018年度(平成30年度)に整備した五条川健康ロードでは、健康づくりや体力づくりに活用できるウォーキングサイン(路面標示)や井上橋から大市場橋までの五条川堤防道路に次の橋までの距離を示した橋名板が設置されています。今後は、五条川健康ロードへの誘導も含めたサインの整備について検討する必要があります。

施策がめざす将来の姿

- 良好な景観が保たれ、市民の誰もが安全・快適で住みやすい住宅で暮らしています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
市内の住宅の耐震化率	89.8%	95.0%	97.0%
街並みや沿道などの景観に満足している市民の割合	75.1%(H30)	77.5%	80.0%

施策の内容

(1)住まいの安全・安心の確保

個別施策:①市営住宅の改修整備・代替の検討

内容	高齢者や障がい者に対応したバリアフリー化など、市営住宅の必要に応じた改修と適切な維持管理に努めます。また、公共施設再配置計画に基づき、代替策を含めた市営住宅廃止について検討します。
----	--

個別施策:②高齢者等の住宅改善・住み替え支援

内容	高齢者や障がい者のための住宅改善制度の周知に努めるとともに適切な住宅改善ができるようリフォームヘルパー ^{*1} による助言等を実施します。また、公的住宅募集について情報提供をするとともに、高齢者や障がい者のための住み替え制度の周知に努めます。
----	---

個別施策:③民間住宅の耐震化等の促進

内容	地震による住宅の倒壊を防ぎ、人命を守るため、住宅の耐震化の必要性や補助制度等の周知・啓発を行い、民間住宅の耐震化を促進します。 また、ブロック塀等の倒壊による事故を未然に防止し、通行人の安全を確保するため、所有者に対し、定期的な点検や補助制度の周知・啓発を行い、倒壊等の危険性のあるブロック塀等の撤去を促進します。
----	--

主要事業

- ◆市営大山寺住宅維持管理事業
- ◆木造住宅耐震改修補助事業
- ◆高齢者等住宅改善費助成事業

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
木造住宅耐震化率	80.9%	92.0%	95.0%
非木造住宅耐震化率	97.1%	98.0%	99.0%

(2) 住宅供給の促進

個別施策：①市街地整備等による住宅供給促進	
内容	民間活力を活用した既成市街地における開発促進や、検討を進める市街化区域の拡大の状況にあわせて、防災性に優れた良好な住宅の供給を促進します。
個別施策：②地球温暖化対策設備を備えた住宅の普及促進	
内容	地球温暖化対策設備を備えた住宅の普及を促進するため、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）※2や定置用リチウムイオン蓄電システム等の導入に対し補助を行います。また、地球温暖化対策設備に関する情報をはじめ、地球環境や人にやさしい住宅に関する情報提供・普及啓発に努めます。
個別施策：③空き家の利活用促進	
内容	若い世代の移住・定住の促進や安心で快適な居住環境づくりを推進するため、空き家が利活用されるよう支援します。また、空き家の適切な管理、除却を促進し、防犯、防災上の安全性及び景観の向上を図ります。
主要事業	◆地球温暖化対策推進事業 ◆空き家対策事業

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金の補助件数【再掲】	53件	60件	65件
空き家率(住宅・土地統計調査)	10.0%(H30)	10.0%以下	10.0%以下



(3) 身近な景観づくり

個別施策：①わかりやすい系統的なサインの整備と適正管理	
内容	まちの中をより歩きやすくし、五条川健幸ロードがより活用しやすくできるように、市内の複数か所に五条川までの距離を示すサインを整備するなど、わかりやすい、系統的なサインの整備に努めるとともに適正な管理を行います。
個別施策：②屋外広告物の適正化	
内容	地域の良好な景観形成を図るため、愛知県屋外広告物条例に基づき屋外広告物の適正な規制を行います。
個別施策：③美化活動の促進	
内容	良好な都市景観を創出するため、市民との協働により花のあるまちづくり事業を推進します。また、地域の景観を維持するために市民や事業所などにアダプトプログラムやクリーンチェックいいくらなどへ参加を呼びかけ、協働により美化活動を促進します。
主要事業	◆屋外広告物撤去事業 ◆花のあるまちづくり事業

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
花のあるまちづくり事業で管理する公共施設数	23か所	24か所	25か所

関連する
計画・条例

- 岩倉市都市計画マスタープラン(令和3年度～令和12年度)
- 岩倉市耐震改修促進計画(令和3年度～令和12年度)
- 第8期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度)
- 岩倉市障がい者計画(第5期)(平成30年度～令和5年度)
- 岩倉市公共施設再配置計画(令和元年度～令和38年度)
- 岩倉市環境基本計画(平成25年度～令和4年度)
- 岩倉市地域防災計画(昭和58年7月策定)
- 岩倉市環境基本条例

用語の解説

※1：リフォームヘルパー
高齢者や障がい者が住宅を改善する際に、当事者の身体状況、保健福祉サービスの利用状況、家屋の構造等にあった住宅改善の相談・助言を行うための、建築士や作業療法士、社会福祉士等の専門チーム。

※2：HEMS
Home Energy Management Systemの略。太陽光発電システム、蓄電システムなどのエネルギー機器や家電製品からデータを収集し、電気・ガス等のエネルギーの使用量や稼働状況を「見える化」してエネルギー機器や家電製品を最適制御する仕組み。家庭での地球温暖化対策として、節電効果を把握しながら温室効果ガス削減を実現できる。

総合計画の
策定にあたって

基本構想

基本計画総論

基本計画各論

健やかでいつまでも
安心して暮らせるまち

個性が輝き心豊かな
人を育むまち

利便性が高く魅力的で
活力あふれるまち

環境にやさしい
うるおいあふれる安全なまち

協働と自治による
持続可能なまち

資料編

基本
施策名

⑪ 上下水道

施策の体系			
上下水道	安心で安定的な水供給	水資源の確保	1711
		水道施設の計画的な整備・更新	1712
		水質管理の充実	1713
		被害発生抑制と応急給水の充実	1714
		経営の健全化と利用者サービスの向上	1715
	公共下水道事業の推進	公共下水道の整備と維持管理の推進	1721
		公共下水道に対する理解促進と接続促進	1722
		合併処理浄化槽との併用	1723
		経営の健全化	1724
		雨水対策の充実	1725

現状と課題

- ・水は、人々の生活や経済の活動に欠かすことができない最も基本的なライフラインであり、水道事業は、安全な水を安定的に供給し続ける役割を担っています。
- ・本市の水道事業は公営企業会計として1971年（昭和46年）の創設以来、安定的な経営により50年が経過し、2020年（令和2年）4月現在で水道の普及率は99%を超えています。2008年度（平成20年度）からは、一部の業務を民間業者へ委託し、業務の効率化と経費の節減に取り組んできました。
- ・地震等の災害への対策として、水道管の耐震化を進めてきましたが、さらなる基盤の強化が求められます。国が推進する広域化・共同化について研究を行うとともに、2020年度（令和2年度）策定の経営の基本計画である経営戦略に基づき、一層の効率化と経営の健全化を推進していく必要があります。
- ・下水道は、日常生活や事業活動により発生した汚水を排除し、再びきれいな水に蘇らせて貴重な水資源を確保するとともに、公共用水域の水質を保全して快適で住みよい生活環境を確保するために不可欠な生活基盤です。
- ・本市の下水道は、五条川を境に県が運営する五条川左岸（東側）と五条川右岸（西側）の両流域下水道の整備とともに進めています。
- ・五条川左岸区域は、計画処理区域157haの整備を2000年度（平成12年度）に完了し、すべて供用されていますが、今後は施設の維持管理が課題となってきます。
- ・五条川右岸区域は、1994年度（平成6年度）から事業に着手し、計画処理区域434haの整備を進めていますが、2020年（令和2年）4月現在では整備率が60.4%となっており、引き続き、公共下水道整備を進める必要があります。
- ・国は、今後の人口減少や厳しい財政状況を踏まえ、都道府県構想策定マニュアルを策定し、汚水処理施設の概成^{*1}時期を2026年度（令和8年度）末に設定しました。
- ・事業の効果を高めるために、計画的な整備を行うとともに、供用開始区域では下水道への接続を促進し、生活雑排水に対する配慮を促すことが求められています。
- ・河川の水環境を保全するためには、下水道処理区域以外の生活排水の処理が課題となっていることから、合併処理浄化槽の普及を図る必要があります。
- ・本市の公共下水道は、2019年（平成31年）4月から公営企業会計へ移行し、財務諸表等を作成して経営状況を明確化しています。
- ・少子高齢化や人口減少時代の中で、今後は、水道料金・下水道使用料収入の大幅な伸びは期待できず、老朽化した施設の修繕や更新費用が多く見込まれるなど経営環境はますます厳しくなることが予想されます。こうしたことから、長期的な展望に立って課題の解決に取り組み、次世代に引き継いでいく必要があります。
- ・近年は、台風や異常気象による集中豪雨等により、浸水被害の危険性が増大する中、浸水被害を解消するため、2005年度（平成17年度）に策定した下水道（雨水）整備計画により、引き続き雨水調整池の計画的な整備が必要となっています。

施策がめざす将来の姿

- サービスがよく健全な水道事業が運営され、安心して飲める良質な水が安定的に供給されています。
- 五条川や水路の水質が改善され、衛生的で生態系豊かな水環境となっています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 （令和元年度）	2025年度 （令和7年度）	2030年度 （令和12年度）
安全で安定した水道水の確保に満足している市民の割合	88.0%（H30）	91.0%	93.0%
生活排水処理に満足している市民の割合	78.9%（H30）	81.4%	83.9%
下水道整備率	70.8%	81.0%	89.4%

施策の内容

(1) 安心で安定的な水供給

個別施策：①水資源の確保

内容 自己水源の適切な維持管理と水需要を的確に把握し、安全で良質な水道水の供給を推進します。

個別施策：②水道施設の計画的な整備・更新

内容 配水管^{*2}整備事業計画に基づき、水量・水圧不足解消のための配水管拡張やブロック化等を推進し有収率^{*3}の向上を図ります。また、水源等施設の定期的な点検と的確な状況把握により計画的な更新を推進します。

個別施策：③水質管理の充実

内容 適切な浄水処理や水質監視の水準を保ちながら、給水栓^{*4}までの水質管理を的確に実施し、安全で良質な水道水の供給を推進します。

個別施策：④被害発生抑制と応急給水の充実

内容 災害に強い水道施設を構築するため、基幹管路^{*5}や配水管の耐震化を推進します。また、関係機関と連携し、応急給水や施設復旧に向けての訓練を実施することにより災害対応能力の向上を図ります。

個別施策：⑤経営の健全化と利用者サービスの向上

内容 引き続き検針・徴収業務や配水施設等運転管理業務の民間委託に取り組むとともに、広域化や事業の共同化について研究を行い、効率的な運営の実施と経費の削減を図り、経営の健全化をめざします。また、開栓手続や料金支払などの利便性の向上を図り、利用者サービスの維持向上をめざします。

主要事業

- ◆第4期配水管整備事業
- ◆配水施設機械設備等更新事業
- ◆水道水質検査事業
- ◆基幹管路耐震化事業



単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
有収率	89.8%	93.0%	94.0%
管路耐震化率※6	34.7%	40.7%	45.7%
水道料金収納率(現年度)	97.9%	99.0%	99.2%

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
污水处理人口普及率	82.2%	90.1%	95.7%
水洗化率	88.4%	88.6%	88.9%
下水道(雨水)整備計画に基づく 雨水調整池整備進捗率	20.3%	44.1%	53.9%

(2) 公共下水道事業の推進

個別施策:①公共下水道の整備と維持管理の推進	
内容	下水道普及率の向上をめざして、五条川右岸公共下水道事業の計画的な整備を図り、公共下水道整備区域の拡大に努めるとともに、下水道管の点検や清掃、補修整備などの計画的な維持管理を行い、施設の機能維持に努めます。
個別施策:②公共下水道に対する理解促進と接続促進	
内容	公共下水道整備による水質保全などの事業効果を高め、生活雑排水に対する配慮を促すために、公共下水道の必要性や維持管理の重要性などを広報紙やホームページ、工事説明会などを通じて周知します。また、融資あっせん制度(利子補給制度)の活用を周知し供用開始区域における公共下水道への早期接続を促進します。
個別施策:③合併処理浄化槽との併用	
内容	公共下水道事業の計画区域外の地域については、単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への切替えを促進し、河川や排水路の水質改善に努めます。
個別施策:④経営の健全化	
内容	持続可能な公共下水道事業の運営に向け広域化や共同化に向けた検討を進めます。また、污水处理をするための維持管理コストの軽減について県に働きかけるとともに、適正な下水道使用料の設定に向けて研究を進めます。また、下水道使用料や受益者負担金の収納率の向上に努めます。
個別施策:⑤雨水対策の充実	
内容	集中豪雨による浸水被害などを防止して市民が安全に暮らせるように、下水道(雨水)整備計画に基づき雨水調整池の設置を行い、下水道接続時に不用となる浄化槽の雨水貯留槽への転用の普及啓発に努め、浸水被害の軽減を図ります。また、県や流域市町などと連携して治水事業を促進します。

主要事業	◆五条川右岸公共下水道事業 ◆水洗化改造資金利子補給事業 ◆雨水調整池設置事業 ◆用排水路改修事業 ◆排水機場整備事業
------	---

関連する計画・条例

- 第4期配水管整備事業計画(平成29年度～令和8年度)
- 岩倉市水質検査計画(毎年度策定)
- 岩倉市地域防災計画(昭和58年7月策定)
- 岩倉市管路耐震化計画(平成25年2月策定)
- 岩倉市水道ビジョン(平成24年3月策定)
- 岩倉市水道事業経営戦略アセットマネジメント(令和3年度～令和12年度)
- 岩倉市污水处理施設整備構想(平成28年度～令和12年度)
- 岩倉市都市計画マスタープラン(令和3年度～令和12年度)
- 岩倉市公共下水道事業経営戦略(令和3年度～令和12年度)
- 岩倉市地域強靱化計画(令和3年度～令和7年度)
- 岩倉市下水道(雨水)整備計画(平成18年度～令和17年度)
- 岩倉市水道事業の設置に関する条例
- 岩倉市水道事業給水条例
- 岩倉市公共下水道事業の設置等に関する条例
- 岩倉市下水道条例
- 尾張都市計画岩倉下水道事業受益者負担に関する条例

用語の解説

- ※1:污水处理施設の概成
污水处理人口普及率95%以上を目安とされている。
- ※2:配水管
水を供給するための管。
- ※3:有収率
供給した配水量に対して料金徴収の対象となった割合。
- ※4:給水栓
水を出したり止めたりする栓・蛇口。
- ※5:基幹管路
配水管の幹となる管で、避難所や病院等の施設に供給するために重要となる管。
- ※6:管路耐震化率
基幹管路を含む配水管等の内、耐震性を有している管の割合。

基本
施策名

⑱ 農業

施策の体系			
農業	農地の保全・活用	農地の流動化促進と多面的機能の保全・活用	1811
		農にふれる機会の拡大	1812
		農業用施設の維持管理・改良等の推進	1813
	担い手農家の育成と経営支援	オペレーター育成・経営支援	1821
		高付加価値型農業の推進	1822
	地産地消型農業の推進	地産地消の促進と多様な農業者の育成	1831
		多品目適量生産体制の構築	1832
		多様な主体による食育の推進	1833
	名古屋コーチンの消費拡大	名古屋コーチンの消費拡大	1841

現状と課題

- ・本市の約4分の1を占める農地は、耕作地としてだけでなく、環境保全機能や景観機能、防災機能など多面的な役割を持っていることから、良好でバランスのとれた都市環境を形成する上でも適正な農地保全と農業振興を図っていくことが大切です。
- ・農業従事者の高齢化が進む中、遊休農地化を防ぐために後継者の育成を図る必要があります。特に、水田農業を守るオペレーター※¹の高齢化及び後継者不足が深刻な問題になっています。そのため、JA愛知北等関係団体と協力しながら、新たな担い手の育成及び新規就農後の早期の経営安定のための支援が必要です。
- ・農業従事者の負担軽減、農作業の効率化を支援するため、スマート農業※²の導入等の検討が必要です。
- ・一方、本市の農業基盤整備は、ほ場整備のための土地改良が既に終了していますが、今後は耐用年数が経過している用排水施設や排水機場について、老朽化への対応のため、適正管理と更新等を計画的に進めていくことが課題です。
- ・地産地消や農業従事者と消費者との交流、市民が農業にふれる機会の提供を継続するとともに、市民と農業者相互の信頼関係を築くことで農畜産物の消費拡大、地域農業への理解を深めていくことが重要です。
- ・野菜作りなどの体験を通して、市民が余暇を楽しめるように、各小学校区に市民農園を設置しています。今後も市民が農業にふれる機会の継続そして拡大のため、農業体験の場の充実に努める必要があります。
- ・食育については、2020年(令和2年)3月に策定した第3期食育推進計画に基づき、第1期及び第2期計画に引き続いて、『い・わ・く・ら』で始める「食が育む豊かな心」を基本方針として食育に関する取組の総合的かつ計画的な推進が求められています。

施策がめざす将来の姿

- 担い手農家による安定した農業経営が営まれており、農地が適正に保全されています。
- 農業に関心のある市民が、身近に農とふれあい、学んでいます。
- 安全・安心で豊かな食生活を通して、市民の体と心の健康が保たれています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
地産地消など食の安全・安心に満足している市民の割合	83.1%(H30)	84.0%	85.0%

施策の内容

(1)農地の保全・活用

個別施策：①農地の流動化促進と多面的機能の保全・活用

内容	優良農地を保全するため、計画的な土地利用調整と農地の無断転用防止の啓発を行うとともに、農業委員会や農地利用集積円滑化団体であるJA愛知北と連携し、担い手農家への利用集積を図り、農地の流動化と農作業の受委託の促進に努めます。 また、農地は景観形成や冠水被害の抑止など多面的な機能を有しており、それを有効活用していくために地域の住民と連携しながら、農地及びその周辺環境保全活動を促進します。
----	--

個別施策：②農にふれる機会の拡大

内容	農地の有効活用と市民のレクリエーションの充実や生きがい創出を図るため、農業体験プログラムの充実などにより、農業や食に関心のある市民が農にふれる機会の拡大を図ります。 また、市民農園について、市民がより便利に利用できるように設備の維持と充実に努めます。
----	--

個別施策：③農業用施設の維持管理・改良等の推進

内容	農業用水の安定供給や冠水被害を防除し、良好な営農環境の確保と農地の保全・管理を図るため、用排水路、排水機場など農業用施設の適正管理と老朽施設の改良等に努めます。
----	--

主要事業

- ◆多面的機能保全事業
- ◆農業体験事業
- ◆市民農園事業
- ◆用排水路改修事業
- ◆排水機場整備事業
- ◆岩倉用水整備事業

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
担い手農家への農地の利用集積率	42.4%	50.0%	60.0%
農業体験参加者数	219人	230人	240人
排水機場更新か所数	0か所	1か所	2か所

(2) 担い手農家の育成と経営支援

個別施策：①オペレーター育成・経営支援	
内容	経営意欲の高い多様な農業後継者を確保するため、生産技術・経営管理能力習得への支援及び経営規模の拡大、大型機械の更新や生産性の向上、スマート農業の導入等、農業の高収益化、効率化支援に努めます。また、農地の利用集積や農作業の受委託の促進等により、農業経営の安定化を図ります。
個別施策：②高付加価値型農業の推進	
内容	農業の高付加価値化をより一層推進するため、高品質な農作物の生産体制の確保に努めます。また、安定した都市近郊型農業の確立を目指し、施設野菜や花き栽培など商品価値の高い作物の生産奨励等により担い手農家に対する支援に努めます。
主要事業	◆農業近代化資金利子補給補助事業 ◆農業経営基盤強化資金利子補給補助事業 ◆農業振興事業助成事業

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
担い手農家の数	10経営体	11経営体	12経営体



(3) 地産地消型農業の推進

個別施策：①地産地消の促進と多様な農業者の育成	
内容	地域農業の活性化を図るため、消費者との信頼関係による消費の拡大、学校給食等への農産物供給体制の充実や啓発活動等により、地産地消を促進します。また、地産地消の意欲のある担い手を確保するため、JA愛知北や県等の関係機関と連携し、定年帰農者 ^{※3} を含めた農業後継者、新規就農者や援農者 ^{※4} の発掘・育成を図ります。
個別施策：②多品目適量生産体制の構築	
内容	年間を通じて多様な地場農作物を安定的に供給していくため、JA愛知北の産直部会や野菜の広場出品者などと協力し、多品目適量生産・出荷を計画的に行える組織体制の充実を支援します。
個別施策：③多様な主体による食育の推進	
内容	市民一人ひとりが食の大切さを理解し、家庭で主体的な取組を実践していくために、食育推進計画に基づき、農業、医療・保健、保育・社会福祉、教育、食品関連事業所、市民団体など多様な主体が連携し、食育の取組の促進に努めます。
主要事業	◆農業振興事業助成事業 ◆地産地消促進事業 ◆農業次世代人材投資事業

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
学校給食における地場農産物の使用割合	3.9%	10.0%	15.0%
野菜の広場やJA愛知北産直センターでの地場農産物の購入経験のある市民の割合	46.9%(R2)	55.0%	60.0%



(4) 名古屋コーチンの消費拡大

個別施策：①名古屋コーチンの消費拡大	
内容	名古屋コーチン振興組合が中心となり、イベントに出店しPRすることで、本市の名古屋コーチンの普及・啓発に努めます。 また、新鮮な名古屋コーチンを常時生産・販売できる体制づくり及び取扱う店舗数の拡大を図ることで、名古屋コーチンの振興に努めます。

主要事業	◆名古屋コーチン振興事業
------	--------------

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
岩倉特産の名古屋コーチンを 知っている市民の割合	78.6%(R2)	82.0%	85.0%

関連する
計画・条例

- 岩倉市農業振興地域整備計画(平成30年度～令和4年度)
- 岩倉市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(平成28年12月策定)
- 岩倉市人・農地プラン(令和2年度～令和6年度)
- 第3期岩倉市食育推進計画(令和2年度～令和6年度)

用語の解説

※1:オペレーター
大型農業機械を使い、農作業の受託などにより大規模に耕作を行う人。

※2:スマート農業
ロボット技術や情報通信技術(ICT)を活用して、効率的・省力的に行う農業のこと。

※3:定年帰農者
主に農家出身のサラリーマン等で、定年退職後に農業に従事する人。

※4:援農者
地域住民等で、ボランティアとして農家の農作業の手伝いをする人。

基本施策名 ⑱ 商工業

施策の体系			
商工業	既存の事業所への支援	経営の改善・革新への支援	1911
		人材確保・事業承継支援	1912
		新商品の開発等の支援	1913
		働きやすい環境づくり	1914
	創業支援・企業誘致	創業支援	1921
		新たな企業の誘致	1922

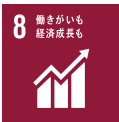
現状と課題

- ・安定した市民生活やまちの活性化を推進するためには、コンパクトな市域、恵まれた交通条件など本市が有している強みを生かした商工業の振興が重要です。
- ・本市では、製造業などの大企業は少なく、中小企業とりわけ小規模企業が大部分を占めています。
- ・2016年(平成28年)7月に、商工会や市内金融機関を構成メンバーとした地域産業活性化推進協議会を立ち上げました。また、中・長期的な展望の下、計画的に産業振興を図るための中小企業・小規模事業者活性化行動計画を策定し、この計画に基づき売上アップにつながる個別相談や採用力向上、販路開拓などの支援事業を推進してきました。2017年(平成29年)2月からは、岩倉市商工会内に岩倉市ビジネスサポートセンターを設置し、伴走型支援に努めています。
- ・また、2020年(令和2年)3月に制定した中小企業・小規模企業振興基本条例の理念に基づき、引き続き、市の強みや産業特性を踏まえて中小企業等の振興を重視した商工業振興や創業支援等を進め、経済の地域内循環を充実する必要があるとあります。
- ・さらなる商工業振興のためには、商工会や金融機関と連携した創業希望者の掘り起こしや、後継者がいないことが理由で、今後、廃業せざるを得ない状況にある事業者と、その事業の引き継ぎを希望する人との事業承継の橋渡しをすることも必要となってきています。
- ・人口減少時代の中で、市内の中小企業等の人材不足の解消は、ますます困難となっており、求職者が市内で安心して働ける環境を整えるための、きめ細やかな就業に関する相談や雇用情報の提供などの支援に加え、兼業・副業やテレワーク^{*1}といった柔軟な働き方改革の実現に向けた取組も求められています。
- ・本市は市域が狭く、企業誘致のためにまとまった用地を確保することが難しい状況の中、川井野寄地区で用地を確保し、新たに企業を誘致するため造成事業を進めています。

施策がめざす将来の姿

- 商工業の振興が図られ、地域経済を支えています。
- 創業や優良な企業の立地が進み、安定した雇用が拡大し、まちに活気が出ています。

現状と目標値	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
市内事業所数	1,652事業所 (H28)	1,675事業所	1,700事業所
市内従業者数	16,371人(H28)	17,200人	18,000人
日常の買物の便利さに対して 満足している市民の割合	88.6%(H30)	90.0%	91.0%



施策の内容

(1) 既存の事業所への支援

個別施策：①経営の改善・革新への支援	
内容	経営の改善や革新などを行う事業所に対して、商工会をはじめ様々な機関と協力して、経営相談や資金融資制度の紹介などの支援を進めます。また、売上アップや販路拡大など事業者の抱える様々な問題解決のため、ビジネスサポートセンター（個別相談機関）を中心とした伴走型支援を進めるとともに、各種セミナーなどを開催し、事業所の支援の充実に努めます。
個別施策：②人材確保・事業承継支援	
内容	関係機関と連携して開催している就職フェアの中で、市内の事業所と新卒や中途採用希望者とをマッチングできる機会の提供に努めます。また、後継者不在のため廃業を考えている事業者と承継・創業希望者とのマッチングに向けた取組や将来の人材確保のために、様々な機会を通してキャリア教育の取組に努めます。
個別施策：③新商品の開発等の支援	
内容	既存事業所の売上アップのため、異業種連携等による新商品開発を支援するとともに、公共施設における製品の展示や商工会等と連携したイベントの開催等を通じたPRにより、地域産業の振興を支援します。
個別施策：④働きやすい環境づくり	
内容	働き方改革や育児・介護休暇に関する制度等の普及・啓発を進め、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境づくりに努めます。
主要事業	◆商工振興費（商工業振興事業補助金・小規模事業経営支援事業費補助金、ビジネスサポートセンター運営事業費補助金、地域産業活性化推進協議会負担金） ◆資金融資支援事業

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
ビジネスサポートセンター利用件数	269件	300件	330件
小規模企業等振興資金融資件数	28件	40件	50件

(2) 創業支援・企業誘致

個別施策：①創業支援	
内容	新しい地域資源や課題等を把握し、まちの活性化につながる地域に根ざした事業の発掘を行うとともに、商工会、金融機関等と連携した情報提供や相談などにより創業を支援します。
個別施策：②新たな企業の誘致	
内容	交通利便性の高い立地条件を生かし、農業的土地利用との調和を図りつつ、雇用の拡大につながる優良な企業の誘致に努めます。
主要事業	◆商工振興費 （ビジネスサポートセンター運営事業費補助金、地域産業活性化推進協議会負担金） ◆資金融資支援事業 ◆企業立地促進奨励事業

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
創業相談件数	15件	20件	20件
企業立地奨励措置認定企業数 (本計画期間中の累計)	—	3社	6社

関連する計画・条例

- 岩倉市・大口町・扶桑町創業支援等事業計画（平成28年4月策定）
- 岩倉市中小企業・小規模企業振興基本条例
- 岩倉市企業立地の促進等に関する条例
- 工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく岩倉市準則を定める条例

用語の解説

※1：テレワーク
情報通信技術(ICT)を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。

総合計画の策定にあたって

基本構想

基本計画総論

基本計画各論

健康でいきいきと暮らすまち

個性が輝き心豊かな人を育むまち

利便性が高く魅力的で活力あふれるまち

環境にやさしい、うるおいあふれる安全なまち

協働と自治による持続可能なまち

資料編

基本
施策名

② 観光・交流

施策の体系			
観光・交流	観光PR・イベント等の充実	観光情報発信の充実	2011
		既存イベントの充実	2012
		観光交流プログラムの充実・観光商品の造成	2013
	地域間交流の推進	大野市との友好交流の推進	2021
		多様な地域間交流の促進	2022

現状と課題

- ・観光・交流は、にぎわいと活力あふれるまちづくり、また、市民のシビックプライド※¹を醸成するためにも重要です。
- ・「岩倉桜まつり」は、近年、県内外から多くの観光客が訪れる本市最大の観光イベントとして、本市の知名度の向上につながっています。一方で、密集した住宅地に近接した場所で開催していることから、騒音や路上駐車等が課題となっています。
- ・2012年度（平成24年度）に設立したNPO法人いわくら観光振興会を中心に、他団体等と連携し、まちのにぎわいの創出のためランチスタンプラリーや観光講座、また、2017年度（平成29年度）からは「冬の鍋フェスinいわくら」や「いわくらdeマルシェ」などを開催しています。
- ・地元企業間の連携・協力により、2018年度（平成30年度）に岩倉産ヨーヨー「桜ストリーム」を開発・商品化し、市内の小学生への配布や小学生ヨーヨー大会を開催するなどヨーヨーによるまちづくりの取組も進めています。
- ・本市にはない地域特性を持った他地域と積極的に交流することは、歴史・文化・自然・観光などの資源や人の営みなどの共通点や相違点を共有することで、幅広い観点から地域づくりに取り組んでいくために重要です。
- ・本市では、1991年（平成3年）から始まった当時の福井県大野郡和泉村との市民・村民レベルの交流が、現在、大野市に引き継がれています。
- ・大野市との交流は、本市内だけではできない体験や情報を得る機会をもたらし、市民の豊かな心の醸成などにつながることから、今後も、大野市との交流や本市の各種団体が行っている他市町村の団体との交流活動など、市民主体の地域間交流を促進することにより、地域づくりに取り組んでいく必要があります。

施策がめざす将来の姿

- 四季を通じて市内外から多くの人が観光に訪れ、市の知名度の向上、交流人口の増加により、にぎわいあふれるまちになっています。
- 市民レベルでの他地域との交流活動が活発に行われています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 （令和元年度）	2025年度 （令和7年度）	2030年度 （令和12年度）
観光・交流の振興に満足している市民の割合	75.7%（H30）	80%	85%

施策の内容

（1）観光PR・イベント等の充実

個別施策：①観光情報発信の充実

内容	NPO法人いわくら観光振興会と協力して、ホームページやメディア、SNS等を活用し観光情報発信の充実を図ります。
----	---

個別施策：②既存イベントの充実

内容	桜まつりをはじめ、冬の鍋フェスinいわくらなど既存のイベントにおいて、市民や関係団体等との連携・協働を強化することにより、魅力あるイベントづくりに努めます。
----	--

個別施策：③観光交流プログラムの充実・観光商品の造成

内容	NPO法人いわくら観光振興会等と協力し、「ヨーヨーのまちいわくら」としてヨーヨーに関連したプログラムをはじめ、市の魅力が伝わる産業と連携した観光交流プログラムづくりを進めます。また、県や近隣市町、民間事業所等と連携・協力し、観光商品・ツアーの造成と周知に努めます。
----	--

主要事業

- ◆岩倉桜まつり事業
- ◆観光振興事業

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 （令和元年度）	2025年度 （令和7年度）	2030年度 （令和12年度）
桜まつり等イベントの来場者数	360,000人	380,000人	400,000人

（2）地域間交流の推進

個別施策：①大野市との友好交流の推進

内容	市民に本市では得ることのできない自然や歴史・文化、観光などの体験の機会を提供するため、大野市との交流を継続的に推進します。また、市民相互の理解と友好を深めるため、市民の自主的な交流活動を促進します。
----	---

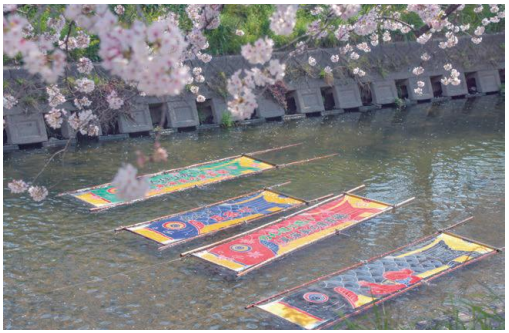
個別施策：②多様な地域間交流の促進

内容	他市町村との自主的な市民団体間の交流を通じた地域づくりの発展につながるような活動に対する支援に努めます。
----	--

主要事業

- ◆友好交流宿泊助成事業
- ◆友好交流バス事業

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 （令和元年度）	2025年度 （令和7年度）	2030年度 （令和12年度）
大野市交流人口数	306人	350人	400人



用語の解説

※1:シビックプライド
単なる郷土愛ではなく、地域の課題を認識し、自分自身が関わって地域を良くしていこうとする当事者意識に基づく自負心であり、「市民参加」「住民主体のまちづくり」の土台となる住民の意識のこと。

総合計画の
策定にあたって

基本構想

基本計画総論

基本計画各論

健やかでいつまでも
安心して暮らせるまち

個性が輝き心豊かな
人を育むまち

利便性が高く魅力的で
活力あふれるまち

環境にやさしい
うるおいあふれる安全なまち

協働と自治による
持続可能なまち

資料編